

1998.5.25

法務大臣 下稲葉 耕吉 殿
法務省法政審議会倒産法部会
部 会 長 殿

全国消費者団体連絡会

TEL 03 - 3478 - 3245

FAX 03 - 3497 - 0705

破産法改正についての要請書

バブル経済が崩壊し、企業の大型倒産やリストラなどによる失業の結果、生活維持のための借金を余儀なくされ、高金利の多重債務をかかえて自己破産した人は、97年度は7万件を超え、98年度は10万件を超えるだろうと言われています。日弁連の調査によれば、最近増え続ける自己破産の大半の原因は、不況経済による「不況型」「生活苦型」の自己破産であり、その多くが中・高年による自己破産になっています。借金苦、生活苦による自殺者は3000名を超え、夜逃げをした人は十数万を超えているといわれています。最近、多重債務や自己破産が増加したことで、このままでは「安易で無責任な消費者を増やすだけ」とか「借りた金は返すのが当然」という意見が台頭してきています。しかし、自己破産の大半は遊興費やギャンブルによる破産ではありません。ぎりぎりのところまで借金を返すことに奔走し、借金返済のための借金を繰り返すうち、どうにもならず自己破産へ向かっていく人が増えているのです。

このような多重債務者・破産者急増の原因の一つに、クレジット・サラ金業者の「高金利」「過剰融資」をあげることが出来ます。無人契約機を通じての無審査融資の拡大、サラ金各社によるコマースの氾濫、そして消費者へのバラマキ融資、過剰融資がこのような社会状況を招き、それを可能にしたのが「出資法金利」の年40.004%という高金利です。史上空前の預金の低金利が一方でありながら、貸し付けは高利のままで過剰融資を受ければ支払えなくなるのは当然であり、多くの消費者が自己破産に追い込まれる中で、金融業者は利ざやが生じて大儲けしているのです。法外な利子や過剰融資、一部の常軌を逸した取り立てを許している消費者金融の制度こそが見直されるべきです。

このような構造的な社会環境を考えれば、改正される「破産法」は、多重債務に陥った消費者が、借金取りの恐怖から解放され、安心して暮らしが再建出来る社会的システムとして、消費者にとって使いやすく、役に立つ「生活再建の機会保障をする法律」としての位置付けが、明確にされる必要があります。

そのために次のことを要請します。

要 請 事 項

- 1．自己破産制度は多重債務に陥った人が、生活再建をスタートさせるための社会的システムとして、消費者にとって使いやすく、役に立つ「生活再建の機会保障をする法律」であることを位置づけること。
- 2．破産手続きをしたら自動的に免責が行われ、取り立てが即時停止されるように破産と免責の一本化をはかること。
- 3．一定額の返済を求める「個人債務者更生手続」は債務者本人の選択に任せ、自己破産の前提としないこと。
- 4．債務者本人が「破産申し立て」ができるように、裁判所の手続きの簡便化を図ること。
- 5．破産申し立て費用の軽減や、国による裁判費用の一時貸し付け制度を充実させること。
- 6．生活再建のために債務者が自由に使える財産の範囲を拡大すること。
- 7．免責を認めない免責不許可事由から、あいまいで個人的見解の入り易い「浪費」「賭博」「詐術」を削除すること。
- 8．生活再建を支援する立場から税金は免除すること。（税金だけを先に取りするようなことをしない。）

以上